

証券コード 4238

2020年4月2日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目24番1号
ミライアル株式会社
代表取締役社長 兵 部 匡 俊

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年4月21日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年4月22日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号

住友不動産西新宿ビル3号館 1階

ベルサール西新宿 ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第52期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.miraial.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.miraial.co.jp>）に掲載させていただきます。

昨年まで株主総会終了後にお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社を取り巻く経営環境は、米中貿易摩擦等の影響により、中国を始めとしたアジア地域ならびにその影響を受けた欧州地域等の景気の減速もあり、半導体関連製品の需要は軟調に推移しました。成形機事業においても、設備投資抑制等の影響により、受注状況は悪化したものの、前年受注分においては順調に出荷される状況となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,582百万円（前期比4.3%減）、営業利益は1,250百万円（前期比15.9%減）、経常利益は1,355百万円（前期比16.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は913百万円（前期比27.3%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

（プラスチック成形事業）

当連結会計年度の売上高は7,671百万円（前期比9.5%減）、営業利益は1,374百万円（前期比12.3%減）となりました。

（成形機事業）

当連結会計年度の売上高は1,830百万円（前期比21.4%増）、営業利益は230百万円（前期比18.1%減）となりました。

（不動産賃貸等事業）

当連結会計年度の売上高は152百万円（前期比増減なし）、営業利益は94百万円（前期比1.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,442百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に取得・完成した主要設備

プラスチック成形事業	当 社	新規金型の製作、既存金型の更新
成形機事業	株式会社山城精機製作所	萩工場の増設

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

プラスチック成形事業	当 社	東北事業所の新設
プラスチック成形事業	当 社	新規金型の製作、既存金型の更新

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の撤去、滅失

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2017年1月期)	第 50 期 (2018年1月期)	第 51 期 (2019年1月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2020年1月期)
売上高(千円)	6,994,787	8,491,628	10,013,353	9,582,286
経常利益(千円)	708,052	1,424,574	1,630,770	1,355,693
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	48,985	1,085,323	1,255,199	913,032
1株当たり当期益(円)	5.45	120.74	139.65	101.58
総資産(千円)	20,081,841	21,485,740	22,613,482	22,118,121
純資産(千円)	15,523,259	16,751,421	17,815,945	18,251,764

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 (2017年1月期)	第 50 期 (2018年1月期)	第 51 期 (2019年1月期)	第 52 期 (当事業年度) (2020年1月期)
売上高(千円)	5,546,152	6,849,827	8,248,455	7,384,391
経常利益(千円)	719,203	1,151,265	1,348,857	1,111,194
当期純利益(千円)	70,746	832,575	1,008,117	743,814
1株当たり当期益(円)	7.87	92.62	112.16	82.76
総資産(千円)	19,261,619	20,428,177	21,302,561	20,523,526
純資産(千円)	15,224,392	16,070,063	16,660,884	17,102,910

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 山 城 精 機 製 作 所	60,000千円	100.00%	射出成形機、精密金型の製造・販売
株 式 会 社 宮 本 樹 脂 工 業	10,000千円	100.00%	プラスチック・金属の精密機械加工
米来迺商貿（上海）有限公司	35,000千円	100.00%	半導体関連製品等の営業活動

（注）2019年5月9日に、米来迺商貿（上海）有限公司を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社の主要販売先である半導体シリコンウエハ業界は、調整局面による需要軟化の継続を懸念しておりますが、5GによるDXの加速により、産業機器分野、自動車分野、生活家電分野等のIoT化がより進展し、中期的には市場の拡大が見込まれます。シリコンウエハ容器についてはリユース品の増加による新品需要の減少等の課題に対処しつつ、顧客要求の品質と価格を満たすべく、一層の品質向上とコストダウンに努め、競争力の強化に取り組んでまいります。半導体業界以外へのアプローチとしては、当社コア技術の他分野への応用展開による新分野開拓・新事業創出等に取り組み、引き続き、より強固な収益基盤の構築に努めてまいります。

なお、成形機事業に関しては、縦型成形機の強みを活かした特殊装置の拡販により安定的な利益を確保し、グループ一丸となって技術的・営業的連携の強化にも引き続き取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2020年1月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社山城精機製作所、株式会社宮本樹脂工業、米来迺商貿（上海）有限公司によって構成されております。

当社は、プラスチック成形事業を手がけており、半導体業界を中心に、主にシリコンウエハ出荷容器、シリコンウエハ工程内容器、フルイドシステム、電子部品等のプラスチック精密成形品の製造及び販売をしております。

連結子会社である株式会社山城精機製作所では、成形機事業を手がけており、各種射出成形機、精密金型の製造及び販売をしております。

連結子会社である株式会社宮本樹脂工業では、プラスチック及び金属の試作・加工事業を手がけており、同部材の精密機械加工品、試作品の製造及び販売をしております。

連結子会社である米来迺商貿（上海）有限公司では、中国を中心としたアジア地域の半導体関連製品等の営業活動をしております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年1月31日現在）

当 社	本 社：東京都豊島区 工 場：富の原工場・住吉工場：熊本県菊池市 営業所：東京営業所：東京都豊島区 関西営業所：大阪府茨木市 九州営業所：熊本県菊池市
株 式 会 社 山 城 精 機 製 作 所	本 社：東京都豊島区 工 場：萩 工場：山口県萩市 美祢工場：山口県美祢市 営業所：東京営業所：東京都豊島区 名古屋営業所：愛知県名古屋市 西日本営業所：山口県美祢市
株 式 会 社 宮 本 樹 脂 工 業	本 社：福島県福島市
米来迺商貿（上海）有限公司	本 社：中国上海市

（注）2019年5月9日に、米来迺商貿（上海）有限公司を設立いたしました。

(7) 従業員の状況（2020年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
プラスチック成形事業	323 (33) 名	3 名減
成形機事業	85 (1) 名	1 名減
全社（共通）	16 (－) 名	1 名増
合計	424 (34) 名	3 名減

（注）従業員数は就業員数であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
305 (29) 名	1 名減	36.2歳	14.0年

（注）従業員数は就業員数であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社 三菱UFJ銀行	1,125百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
- ② 発行済株式の総数 10,120,000株
- ③ 株主数 3,246名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ワイエム管財	1,810千株	20.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	992	11.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	629	7.00
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	600	6.67
兵部 行遠	300	3.33
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	214	2.38
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	147	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口9）	140	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口5）	140	1.55
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	127	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,131,928株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）」の持株数のうち688千株は、株式会社SUMCOが保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については、株式会社SUMCOが指図権を留保しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年1月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	兵 部 行 遠	株式会社山城精機製作所 代表取締役会長 株式会社宮本樹脂工業 代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	兵 部 匡 俊	株式会社山城精機製作所 代表取締役社長 株式会社宮本樹脂工業 代表取締役社長
取 締 役	金 友 孝 親	営業部長 株式会社山城精機製作所 取締役 株式会社宮本樹脂工業 取締役 米来迩商貿(上海)有限公司 董事長
取 締 役	田 中 輝 成	熊本事業所長 兼 品質保証部長
取 締 役	浅 生 浩	技術統括 兼 技術開発部長 株式会社山城精機製作所 取締役 株式会社宮本樹脂工業 取締役
取 締 役（監査等委員・常勤）	木 部 永 二	株式会社山城精機製作所 監査役 米来迩商貿(上海)有限公司 監事
取 締 役（監査等委員）	松 永 夏 也	松永公認会計士事務所代表
取 締 役（監査等委員）	渡 邊 寛	和田金法律事務所代表

（注）１．取締役（監査等委員）松永夏也及び渡邊寛の両氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）松永夏也及び渡邊寛の両氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

３．取締役（監査等委員）木部永二、松永夏也及び渡邊寛の３氏は、以下のとおり財務・会計及び法令等に関する相当程度の知見を有しております。

（１）木部永二氏は、当社の管理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（２）松永夏也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（３）渡邊寛氏は、弁護士として法令等に関する専門的な知識及び経験を有するものであります。

４．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
山 脇 秀 夫	2019年4月25日	任期満了	代表取締役社長
井 桁 康 雄	2019年4月25日	任期満了	取締役 営業部長
牧 久	2019年4月25日	任期満了	取締役 技師
脇 新 市	2019年4月25日	辞 任	取締役（監査等委員・常勤） 株式会社山城精機製作所 監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である木部永二氏及び松永夏也氏ならびに渡邊寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④ 取締役の報酬等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	8 名	76百万円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	4 (2)	17 (5)
合 計	12 (2)	94 (5)

（注）1. 合計欄は、実際の支給人数を記載しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間報酬限度額は、2016年4月26日開催の第48回定時株主総会において200百万円以内とする決議をいただいております。

4. 取締役（監査等委員）の年間報酬限度額は、2016年4月26日開催の第48回定時株主総会において35百万円以内とする決議をいただいております。

5. 上記支給人数及び報酬等の額には、2019年4月25日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）松永夏也氏は、松永公認会計士事務所の代表であります。同公認会計士事務所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）渡邊寛氏は、和田金法律事務所の代表であります。同法律事務所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 (監査等委員) 松 永 夏 也	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。監査法人及び経営コンサルティング会社での豊富な業務経験と公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法その他の取締役（監査等委員）の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
取締役 (監査等委員) 渡 邊 寛	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する広範な専門知識、豊富な経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法その他の取締役（監査等委員）の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、定期的に委員会を開催するとともに「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役並びに使用人が法令及び定款等を遵守し、業務運営にあたるよう、研修を通じて指導するとともに、周知徹底する。
 - ロ. 取締役並びに使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
 - ハ. 使用人がコンプライアンス委員会に直接通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設け、違反行為の防止に努める。会社は、通報内容を秘密にし、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
 - ニ. 内部監査部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、コンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題、問題の有無の把握に努め、必要あればコンプライアンス委員会へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して、保存し、管理する。
 - ロ. 取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理規程を制定し、代表取締役社長が統括責任者として当社及び当社グループ会社の横断的リスク状況の監視及び対応を行うリスク管理体制とする。
 - ロ. リスク管理委員会は、リスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な調整及び指示をするとともに、リスク管理に関する重要な事項を審議し、当社及び当社グループ会社のリスク管理の実施について監督する。

- ハ．コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて顕在、内在するリスクの把握、分析を行い、リスク回避のため、対処マニュアルを作成し、研修を実施する。
- ④ 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門における具体的業務内容と効率的かつ具体的達成方策を定めて、業務を執行する。
- ロ．経営の重要事項に関し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催する。
- ハ．毎月開催される定時取締役会における取締役の業務執行状況報告の他、随時進捗状況のレビューを可能とするITシステムを構築し、全社的な業務効率化に向けて改善を促す仕組みを構築する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上をはかるため、当社の管理部を関係会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
- ロ．関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとする。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議する。
- ハ．内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の適正性に関する監査を行う。
- ニ．監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは関係会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会から職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ、その職務を補助する使用人を置くこととする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その使用人の人事については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から指示した業務については、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社取締役及び使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。監査等委員会に報告すべき事項については、「監査等委員会に対する報告規程」に定め、これによる。
- ⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見交換を行う。また、内部監査室とは連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- イ. 当社及び当社グループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。
- ロ. 反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、裏取引や資金提供は行わない。
- ハ. 警察当局等とも連携のうえ、あらゆる手段により反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保し、組織全体で毅然とした態度で臨む。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- イ. 当社及び当社グループ会社は、「ミライアル企業行動憲章」に反社会的勢力に対する取り組みを明記し、内外に宣言する。
- ロ. 反社会的勢力の全社的な対応の総括部署を管理部と定め、担当役員が責任者となり、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行う。
- ハ. 「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、従業員への周知、研修に努める。
- ニ. 定期的に取り引先の属性情報を確認する。

⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- イ. 取締役会を14回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。
- ロ. 監査等委員会を14回開催し、監査方針及び監査計画を決定し、また各監査等委員は重要な社内会議へ出席するとともに、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令等の遵守状況についての報告を実施いたしました。
- ハ. コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの状況、問題等の把握及び報告、対応策の協議を実施いたしました。
- ニ. リスク管理委員会を2回開催し、想定されるリスクに対応するとともに、リスクに関する情報共有及び管理を徹底いたしました。

連結貸借対照表

(2020年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,432,913	流 動 負 債	2,146,326
現 金 及 び 預 金	8,296,012	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	982,705
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,801,120	1 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	99,996
商 品 及 び 製 品	611,949	未 払 法 人 税 等	118,123
仕 掛 品	428,570	賞 与 引 当 金	222,062
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	255,884	受 注 損 失 引 当 金	2,056
そ の 他	39,377	製 品 保 証 引 当 金	1,287
固 定 資 産	9,685,207	そ の 他	720,094
有 形 固 定 資 産	8,841,707	固 定 負 債	1,720,031
建 物 及 び 構 築 物	2,790,419	長 期 借 入 金	1,025,019
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	613,531	退 職 給 付 に 係 る 負 債	340,873
工 具 、 器 具 及 び 備 品	171,457	役 員 退 職 慰 労 未 払 金	131,780
金 型	557,273	繰 延 税 金 負 債	54,598
土 地	3,522,524	そ の 他	167,760
建 設 仮 勘 定	1,168,877	負 債 合 計	3,866,357
そ の 他	17,625	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	60,009	株 主 資 本	18,114,501
投 資 そ の 他 の 資 産	783,489	資 本 金	1,111,000
投 資 有 価 証 券	401,458	資 本 剰 余 金	1,310,000
保 険 積 立 金	130,743	利 益 剰 余 金	17,452,960
繰 延 税 金 資 産	175,870	自 己 株 式	△1,759,459
そ の 他	75,417	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	137,262
資 産 合 計	22,118,121	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△21,328
		為 替 換 算 調 整 勘 定	203
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	158,388
		純 資 産 合 計	18,251,764
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,118,121

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 と 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,582,286
売上原価		6,912,909
売上総利益		2,669,376
販売費及び一般管理費		1,419,125
営業利益		1,250,251
営業外収益		
受取利息	1,029	
受取配当金	34,375	
保険返戻金	25,636	
受取賃貸料	10,661	
売却電収	44,898	
その他の	10,077	126,680
営業外費用		
支払利息	1,896	
減価償却	15,913	
その他	3,428	21,238
経常利益		1,355,693
特別利益		
固定資産売却益	2,800	2,800
特別損失		
固定資産除却損	61,613	61,613
税金等調整前当期純利益		1,296,880
法人税、住民税及び事業税	323,730	
法人税等調整額	60,117	383,848
当期純利益		913,032
親会社株主に帰属する当期純利益		913,032

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	1,111,000	1,310,000	16,809,571	△1,759,410	17,471,161
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△269,642		△269,642
親会社株主に帰属 する当期純利益			913,032		913,032
自己株式の取得				△49	△49
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)					
当期変動額の合計	－	－	643,389	△49	643,340
当 期 末 残 高	1,111,000	1,310,000	17,452,960	△1,759,459	18,114,501

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	9,967	－	334,816	344,784	17,815,945
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△269,642
親会社株主に帰属 する当期純利益					913,032
自己株式の取得					△49
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	△31,295	203	△176,428	△207,521	△207,521
当期変動額の合計	△31,295	203	△176,428	△207,521	435,819
当 期 末 残 高	△21,328	203	158,388	137,262	18,251,764

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,285,024	流 動 負 債	1,649,164
現 金 及 び 預 金	7,072,351	支 払 手 形	640,727
受 取 手 形	119,370	買 掛 金	185,936
売 掛 金	2,126,808	1年内返済予定の長期借入金	99,996
商 品 及 び 製 品	470,264	リ ー ス 債 務	10,070
仕 掛 品	234,357	未 払 金	140,907
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	232,660	未 払 費 用	70,592
前 払 費 用	14,833	未 払 法 人 税 等	68,448
そ の 他	14,377	前 受 り 金	16,673
固 定 資 産	10,238,502	賞 与 引 当 金	8,908
有 形 固 定 資 産	8,146,529	受 注 損 失 引 当 金	160,280
建 物	2,537,485	受 備 関 係 支 払 手 形	2
構 築 物	7,474	設 備 関 係 支 払 手 形	56,603
機 械 装 置	466,961	未 払 消 費 税 等	146,432
車 両 運 搬 具	4,386	そ の 他	43,586
工 具 、 器 具 及 び 備 品	158,434	固 定 負 債	1,771,451
金 型	564,641	長 期 借 入 金	1,025,019
土 地	3,223,209	リ ー ス 債	25,073
リ ー ス 資 産	15,059	退 職 給 付 引 当 金	498,262
建 設 仮 勘 定	1,168,877	役 員 退 職 慰 勞 未 払 金	131,780
無 形 固 定 資 産	19,771	そ の 他	91,316
ソ フ ト ウ ェ ア	895	負 債 合 計	3,420,616
電 話 加 入 権	1,455	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	17,420	株 主 資 本	17,116,367
投 資 そ の 他 の 資 産	2,072,201	資 本 金	1,111,000
投 資 有 価 証 券	385,484	資 本 剰 余 金	1,310,000
関 係 会 社 株 式	1,278,282	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,310,000
保 険 積 立 金	130,743	利 益 剰 余 金	16,454,827
繰 延 税 金 資 産	205,372	利 益 準 備 金	60,952
そ の 他	72,317	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,393,874
資 産 合 計	20,523,526	別 途 積 立 金	13,000,000
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	98,271
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,295,603
		自 己 株 式	△1,759,459
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△13,457
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△13,457
		純 資 産 合 計	17,102,910
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,523,526

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,384,391
売上原価	5,259,362
売上総利益	2,125,028
販売費及び一般管理費	1,118,675
営業利益	1,006,353
営業外収益	
受取利息	945
受取配当金	33,936
保険返戻金	25,636
業務受託料	6,120
受取賃貸料	10,661
売却電収	44,898
その他の	3,634
営業外費用	
支払利息	1,896
減価償却費	15,913
その他	3,183
経常利益	20,992
特別損失	1,111,194
固定資産除却損	61,113
税引前当期純利益	61,113
法人税、住民税及び事業税	1,050,081
法人税等調整額	251,261
当期純利益	55,005
	306,267
	743,814

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,111,000	1,310,000	1,310,000
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－
当 期 末 残 高	1,111,000	1,310,000	1,310,000

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 利 合
		別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 金	
当 期 首 残 高	33,988	13,000,000	98,271	2,848,396	15,980,655
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	26,964			△296,607	△269,642
当 期 純 利 益				743,814	743,814
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	26,964	－	－	447,207	474,171
当 期 末 残 高	60,952	13,000,000	98,271	3,295,603	16,454,827

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,759,410	16,642,245	18,639	18,639	16,660,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△269,642			△269,642
当 期 純 利 益		743,814			743,814
自 己 株 式 の 取 得	△49	△49			△49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△32,096	△32,096	△32,096
当 期 変 動 額 合 計	△49	474,122	△32,096	△32,096	442,025
当 期 末 残 高	△1,759,459	17,116,367	△13,457	△13,457	17,102,910

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

ミライアル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋篤史 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミライアル株式会社の2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミライアル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

ミライアル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀一英 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋篤史 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミライアル株式会社の2019年2月1日から2020年1月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月18日

ミライアル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木 部 永 二 ⑩

監査等委員 松 永 夏 也 ⑩

監査等委員 渡 邊 寛 ⑩

(注) 監査等委員松永夏也及び渡邊寛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、将来に向けた新製品の開発、新規事業の創出を推進するため、利益の一部を内部留保して財務体質の強化を図り、資金需要に備えたうえで、業績に応じて適正に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当等につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額179,761,440円

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2020年4月23日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2013年より環境負荷軽減の観点から、熊本事業所において太陽光発電及び売電業務を行ってまいりました。

今後とも地球環境に配慮した事業活動に取り組む姿勢を明確にするため、今般、事業目的の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 合成樹脂製品の製造販売	1. 合成樹脂製品の製造販売
2. 合成樹脂製品用金型の製造販売	2. 合成樹脂製品用金型の製造販売
3. 半導体、液晶、エレクトロルミネッセンス等の製造販売	3. 半導体、液晶、エレクトロルミネッセンス等の製造販売
4. 半導体試験装置、半導体検査装置および半導体搬送装置を含む半導体製造装置の製造販売	4. 半導体試験装置、半導体検査装置および半導体搬送装置を含む半導体製造装置の製造販売
5. 環境にかかる水、ガス等の浄水処理装置等の製造販売	5. 環境にかかる水、ガス等の浄水処理装置等の製造販売
(新 設)	<u>6. 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電および売電事業</u>
<u>6. 損害保険代理業</u>	<u>7. 損害保険代理業</u>
<u>7. 不動産の賃貸、管理</u>	<u>8. 不動産の賃貸、管理</u>
<u>8. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	<u>9. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>
第3条～第41条 (条文省略)	第3条～第41条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	ひょうぶ ゆきひろ 兵部 行遠 (1944年3月25日生)	1967年 4 月 大宝産業株式会社入社 1970年 6 月 当社入社 1984年 4 月 当社熊本事業所長 1985年 3 月 当社取締役 1998年 3 月 当社専務取締役 2000年 3 月 当社代表取締役社長 2013年 4 月 当社代表取締役会長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社山城精機製作所代表取締役会長 株式会社宮本樹脂工業代表取締役会長	300,000株
2	ひょうぶ まさとし 兵部 匡俊 (1974年7月16日生)	1998年 4 月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 2004年 9 月 当社入社 2010年 6 月 当社経営企画室長 2012年 4 月 当社取締役 2015年 4 月 当社専務取締役 2019年 4 月 当社代表取締役社長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社山城精機製作所代表取締役社長 株式会社宮本樹脂工業代表取締役社長	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	かねとも たかちか 金友 孝親 (1960年2月15日生)	1982年 4 月 三井物産株式会社入社 2018年10月 当社入社 2018年11月 当社管理部長 2019年 2 月 当社営業部長 2019年 4 月 当社取締役営業部長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社山城精機製作所取締役 株式会社宮本樹脂工業取締役 米来迺商貿(上海)有限公司董事長	2,000株
4	たなか てるしげ 田中 輝成 (1958年9月28日生)	1982年 4 月 キヤノン株式会社入社 2018年 4 月 当社入社 事業所長付部長 2018年 6 月 当社品質保証部長 2019年 2 月 当社熊本事業所長 兼 品質保証部長 2019年 4 月 当社取締役熊本事業所長 兼 品質保証部長 2020年 2 月 当社取締役熊本事業所長 兼 品質保証部長 兼 高機能樹脂製品製造部長 (現在に至る)	2,000株

招集
と
通知

事業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	あさお ひろし 浅生 浩 (1960年9月26日生)	1983年 4 月 日本板硝子株式会社入社 2018年 4 月 当社入社 事業所長付部長 2019年 2 月 当社技術統括 兼 技術開発部長 2019年 4 月 当社取締役技術統括 兼 技術開発部長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社山城精機製作所取締役 株式会社宮本樹脂工業取締役	2,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	木部 永二 (1956年9月5日生)	1980年4月 浅野工事株式会社入社 2007年4月 当社入社 2009年2月 当社業務部長 2013年2月 当社人事総務部長 2015年6月 当社管理部長 2019年4月 当社取締役[常勤監査等委員] (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社山城精機製作所監査役 米来迺商貿(上海)有限公司監事	2,000株
2	松永 夏也 (1962年6月3日生)	1985年4月 武田薬品工業株式会社入社 1990年10月 中央新光監査法人入社 2006年11月 A S G アドバイザーズ株式会社入社 2008年10月 アクタスマネジメントサービス株式会社入社 2014年4月 当社社外監査役 2016年4月 当社社外取締役[監査等委員] 2016年10月 松永公認会計士事務所代表 (現在に至る)	一株
3	渡邊 寛 (1974年4月30日生)	1999年4月 防衛庁入庁 2004年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年1月 清水・吉川法律事務所入所 2011年9月 和田金法律事務所代表 2018年4月 当社社外取締役[監査等委員] (現在に至る)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 松永夏也氏及び渡邊寛氏は、社外取締役候補者であります。

3. 松永夏也氏及び渡邊寛氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

松永夏也氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、監査法人及び経営コンサルティング会社での豊富な業務経験と公認会計士としての専門知識を生かし、経営監視能力を十分に発揮できると期待していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

渡邊寛氏は、弁護士としての法令等に関する専門的な知識及び経験を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与できると期待しております。同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、現行定款において、木部永二氏及び松永夏也氏ならびに渡邊寛氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が選任された場合は3氏との間で同契約を継続する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
わき しんいち 脇 新市 (1948年2月12日生)	1994年 5 月 チッソ株式会社入社 1997年 6 月 当社入社 2000年 3 月 当社執行役員管理部長 2002年 3 月 当社取締役 2008年 4 月 当社常務取締役 2010年 4 月 当社専務取締役 2013年 4 月 当社常勤監査役 2016年 4 月 当社取締役[常勤監査等委員]	35,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 脇新市氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年4月26日開催の第48回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

2. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1. の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2. に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2. に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館 1階
ベルサール西新宿 ホール
TEL 03-3320-2611



<交通のご案内>

- 「西新宿五丁目」駅 A2出口 徒歩6分（大江戸線）
- 「都 庁 前」駅 A5出口 徒歩7分（大江戸線）
- 新宿駅西口より京王バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分

◎お願い 駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほど
よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染予防にご配慮いただき、ご来場賜
りますようお願い申し上げます。なお、感染予防のための措置を
講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。